

第3章 栃木県の率先的な取組の状況

第1節 栃木県気候変動対策推進計画【事務事業編】

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

県は、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を平成12（2000）年から順次策定し、県自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減などに取り組んできた。

令和3（2021）年3月に策定し、令和5（2023）年3月に改訂した「栃木県気候変動対策推進計画」では、県自らが排出する温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で80%削減※する目標を定めた。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガス抑制のための「実行計画（事務事業編）」としての位置付けを担うものである。

※温室効果ガス排出量の削減目標については、令和4（2022）年3月策定の「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」との整合を図っている。

(2) 計画の概要

ア 計画の目的

- ・ 県は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス排出削減に率先して取り組んでいく。
- ・ 県が率先して実行することにより、カーボンニュートラル実現に向けた取組が、県民や事業者、市町へも波及することを期待する。

イ 対象範囲

この計画の対象範囲は、次の組織が行う事務・事業とする。

栃木県行政組織規程に定める課・室・出先機関、企業局の課・出先機関、栃木県教育委員会事務局の課・室・出先機関、県立学校、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局、栃木県警察本部・警察署、県有施設における指定管理者制度導入施設及び管理業務委託施設

ウ 計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

エ 数値目標

次の項目について数値目標を設定し、計画的な推進を図る。

（数値の基準年度は平成25（2013）年度、目標年度は令和7（2025）年度を短期目標、令和12（2030）年度を中期目標とする。）

項目	短期目標 令和7（2025）年度	中期目標 令和12（2030）年度
温室効果ガス総排出量	▲26%	▲80%
電力使用に伴う温室効果ガス排出量	▲26%	▲100%

2 令和4（2022）年度全庁目標及び取組結果

ア 温室効果ガス排出量

令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、80,024 t-CO₂で、基準年（平成25（2013）年度）比で13.7%減少した。

しかし、電力使用量について、省エネ改修等による減少の一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた事業活動が再開したことによる増加などにより、ほぼ横ばいだったものの、契約電力のCO₂排出係数が上昇したことなどから、温室効果ガス総排出量は、令和3（2021）年度比で4.4%の増加となった。

表3-3-1 栃木県気候変動対策推進計画【事務事業編】実績一覧表

項目	単位	H25 (2013) 【基準年】	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022) 【暫定値】	計画目標	
							短期目標 R7(2025)	中期目標 R12(2030)
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	t -CO ₂	92,780	75,741	75,606	76,643	80,024	68,657	18,556
電力使用に伴う 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)	t -CO ₂	63,074	50,712	51,115	52,199	55,487	46,674	0

(注) 電力使用による排出量は、各小売電気事業者のCO₂排出係数を反映させた値により算出。

第2節 栃木県グリーン調達推進方針

1 方針の概要

県では、平成13（2001）年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、環境物品等（環境負荷の低減に資する物品及び役務）の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発を促進し、持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成13（2001）年度から県が行う環境物品等の調達に関して「栃木県グリーン調達推進方針」を毎年度策定している。

ア 対象範囲 県のすべての機関が行う物品及び役務の調達

イ グリーン購入推進の基本的な考え方等

(7) 調達の必要性と適正な数量を十分検討の上、環境物品等の調達に率先して取り組む。

(4) 調達すべき品目と調達目標等を具体的に定め、環境物品等かどうか判断し購入する。

ウ 対象品目数 紙類・文具類等23分類286品目

2 令和4（2022）年度のグリーン調達取組結果

令和4（2022）年度における調達実績は、99.27%（令和3（2021）年度98.90%）と引き続き高い割合で調達されており、グリーン調達の取組は定着しているものと評価できる。

表3-3-2 令和4（2022）年度グリーン調達取組結果

分類		目標の立て方	調達目標	調達実績	
				R3(2021)	R4(2022)
1	紙類	金額	100%	94.20%	92.10%
2	文具類			96.99%	99.14%
3	オフィス家具等			99.84%	99.94%
4	画像機器等			98.92%	99.30%
5	電子計算機等			100%	95.75%
6	オフィス機器等			99.55%	99.90%
7	移動電話等			100%	100%
8	家電製品			99.96%	100%
9	エアコン等			99.87%	100%
10	温水器等			100%	100%
11	照明			99.77%	99.96%
12	自動車等			89.51%	86.62%
13	消火器			100%	100%
14	制服・作業服等			99.36%	99.72%
15	インテリア・寝装寝具			100%	56.32%
16	作業手袋			98.68%	99.21%
17	その他繊維製品			97.65%	87.45%
18	災害備蓄用品			100%	100%
19	公共工事(製材)			99.90%	100%
20	役務(印刷)			76.70%	84.51%
21	役務(印刷以外)			99.92%	100%
22	ごみ袋等			95.39%	98.91%
23	環境配慮契約(電力)				

1 指針の概要

イベントは、県施策の普及啓発に有効な手段であるため数多く取り組まれているが、イベントの開催を「環境への影響」という視点で見ると、ごみの大量排出やエネルギーの大量消費といった側面もある。

このため、県では、平成19（2007）年2月に「栃木県イベント環境配慮指針」を策定し、県が開催するイベントにおいて、指針に基づく自主的な環境配慮を行うことで環境負荷の軽減を図っている。

ア 対象イベント

県内で開催され、不特定多数の県民（100人以上）が自由に参加できるイベントであって、県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するイベントを対象として、「環境に配慮したイベント開催要領」に定める「環境配慮」を実施する。

また、県が後援するイベントについても、関与の程度に応じて、主催者に協力を要請する。

イ 環境配慮の内容

- (ア) 省エネルギー・省資源の推進
- (イ) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進
- (ウ) 公共交通機関等の利用促進
- (エ) 参加者への意識啓発・情報提供
- (オ) 運営体制の整備
- (カ) 会場周辺の環境保全（屋外で開催するイベント）

第4節 栃木県公共事業環境配慮指針

1 指針の概要

県は、従前から公共事業に係る自主的な環境配慮を行ってきたが、より効果的・継続的な取組推進のため、平成19（2007）年4月から「栃木県公共事業環境配慮指針」に基づき、県が実施する公共事業について、計画段階及び実施段階において環境配慮を行っている。

一定規模以上の公共事業については、その実施状況の評価も行っている。

ア 対象となる公共事業

県が実施するすべての公共事業（緊急的に行う災害復旧事業等を除く。）を対象とする。
なお、県補助等に係る外郭団体等の事業については、指針に沿った環境配慮を求める。

イ 環境配慮の視点と環境配慮事項

環境配慮は、栃木県環境基本計画における次の4つの目標とこれらの目標を達成するために必要となる共通施策に即して行う。

公共事業における環境配慮は多岐にわたるため、事業の種類ごとに取り組むべき具体的な事項を環境配慮事項として53項目列挙し、これに沿って環境配慮を行う。

表3-3-3 指針における環境配慮事項の例

環境基本計画の4つの目標	環境配慮事項の例
1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	エネルギーの有効活用や省エネ化、新エネルギーの利用、県産材・国産材の利用に配慮する。
2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	地産地消型再生可能エネルギーの導入、蓄電池やエネルギー需給管理技術によるエネルギーの有効利用に努める。
3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」	工事車両などのアイドリングストップに努める。 建設副産物・建設廃棄物（残土を含む。）の再資源化や有効利用に努める。
4 人と自然が共生する「とちぎ」	希少な動植物の生息・生育環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮する。
共通施策	施設の環境教育・環境学習の場としての活用について配慮する。

ウ 実施状況の評価

公共事業のうち一定規模以上の事業（新設・増設等を対象とし、維持・補修等を除く。）について、事業ごとに計画段階及び実施段階の各段階において、環境配慮の実施状況の評価する。

2 令和4（2022）年度の実績

令和4（2022）年度は、31事業410項目において環境配慮が行われた。

公共工事における環境配慮については、地域や事業の特性に応じて、生態系の保全に配慮した整備、省エネルギー化の推進など、様々な取組が行われている。

引き続き、栃木県公共事業環境配慮指針に基づき、効果的・継続的に事業を推進していく。

表 3-3-4 令和 4 (2022) 年度の取組結果

No.	事業の 区分	事業概要	環境配慮の 実施項目数	主な環境配慮事項
1	道路の 整備	一般国道 461 号 (大渡工区) 整備事業 【日光市 延長 1.1km】	3 〔計画〕	○交通量の分散化や交通円滑化に配慮 ○建設廃棄物等の有効利用
2		主要地方道今市氏家線 (東町工区) 整備事業 【日光市 延長 1.1km】	4 〔計画〕	○交通量の分散化や交通円滑化に配慮 ○建設廃棄物等の発生抑制
3		一般国道 120 号 (馬返工区) 整備事業 【日光市 延長 2.4km】	3 〔計画〕	○交通量の分散化や交通円滑化に配慮 ○建設廃棄物等の有効利用
4		一般国道 121 号 日光市川治バイパス整備 【日光市 延長 7.4km】	10 〔計画〕	○交通量の分散化や交通円滑化に配慮 ○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
5		県道石末真岡線整備事業 【高根沢町 延長 1.4km】	12 〔中間〕	○車両等からの排出ガスの低減 ○建設副産物等の有効利用 ○工事に伴う裸地部の緑化
6		県道大田原氏家線 (親園佐久山バイパス) 整備事業【大田原市 延長 2.2km】	17 〔中間〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
7		県道栃木二宮線整備事業 【真岡市 延長 2.1km】	18 〔中間〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○工事に伴う裸地部の緑化
8		3・3・3 号 小山栃木都賀線 栃木市大宮工区 【栃木市 延長 1.2km】	30 〔中間〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
9		県道矢板那須線整備事業 【矢板市 延長 2.7km】	15 〔中間〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
10		一般国道 119 号 (水無バイパス) 整備事業 【日光市 延長 2.9km】	29 〔実施〕	○施設等における木材の利用 ○粉じんの飛散の低減 ○希少動植物の保全
11		県道栃木田沼線 (東部幹線) 整備事業 【佐野市 延長 3.4km】	11 〔実施〕	○エネルギーの有効活用等により二酸化炭素の排出抑制 ○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制
12	河川の 整備	武子川 (仁神堂工区) 改修事業 【鹿沼市 延長 3.5km】	9 〔計画〕	○建築資材について再生品を使用 ○希少動植物の保全 ○景観との調和に配慮

表 3-3-4 令和 4 (2022) 年度の取組結果 (続き)

No.	事業の 区分	事業概要	環境配慮の 実施項目数	主な環境配慮事項
13	河川の 整備	荒川 (三箇工区) 改修事業 【那須烏山市 延長3.8km】	9 〔計画〕	○建築資材について再生品を使用 ○希少動植物の保全 ○景観との調和に配慮
14		田川 (土沢工区) 改修事業 【日光市 延長6.0km】	19 〔中間〕	○車両等からの排出ガスの低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
15	用地の 造成	芳賀町芳賀第 2 地区用地造成事業 【芳賀町 面積22.7ha】	27 〔実施〕	○施設等における木材の利用 ○粉じんの飛散の低減 ○歩道や環境施設帯などに緑化
16	建築物 の建設	県営若草住宅 1 号棟新築工事 【宇都宮市 建築面積約1,400㎡】	21 〔計画〕	○エネルギーの有効活用等により二酸化炭素の排出抑制 ○地産地消型再生可能エネルギー導入 ○緑地の整備や緑地帯の確保
17		新青少年教育施設整備運営事業 【栃木市 建築面積約5,100㎡】	17 〔計画〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
18		那須庁舎新築工事 【大田原市 建築面積約2,000㎡】	32 〔実施〕	○エネルギーの有効活用等により二酸化炭素の排出抑制 ○地産地消型再生可能エネルギー導入 ○粉じんの飛散の低減
19	都市公園・自然公園の整備	総合スポーツゾーン整備事業 【宇都宮市 面積 71.1ha】	21 〔実施〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
20	農村整備	農地整備事業 (機構関連型) 栗宮地区 【小山市 面積 20ha】	11 〔計画〕	○出入口の複数化などにより、渋滞が緩和されるよう配慮 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
21		水利施設整備事業 亀の子堰地区 【小山市等 面積 524ha】	5 〔計画〕	○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
22		農地整備事業 (経営体育成型) 寺小路地区 【塩谷町 面積 23.9ha】	5 〔計画〕	○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
23		水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型) 市の堀用水地区 【塩谷町等 長さ 6.4km】	10 〔計画〕	○地産地消型再生可能エネルギー導入 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全

表 3-3-4 令和 4 (2022) 年度の取組結果 (続き)

24	農村整備	農地整備事業 (経営体育成型) 練貫地区 【大田原市 面積 84.1ha】	9 〔計画〕	○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全 ○雨水の利用や水の循環利用など、水の有効利用に配慮
25		農地整備事業 (経営体育成型) 刈沼川地区 【宇都宮市 面積 39.5ha】	6 〔中間〕	○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全 ○景観との調和に配慮
26		農地整備事業 (笹原田地区) 【鹿沼市 面積 30.9ha】	8 〔中間〕	○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
27		農地整備事業 (引田地区) 【鹿沼市 面積 33.6ha】	8 〔中間〕	○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
28		農地整備事業 (経営体育成型) 小泉・本沼地区 【益子町 面積 53.4ha】	7 〔中間〕	○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全 ○景観との調和に配慮
29		農地整備事業 (経営体育成型) 薬師寺・柴地区 【下野市 面積 66ha】	5 〔中間〕	○植生の保全等により、河川等の自然浄化作用の維持・向上 ○建設廃棄物等の有効利用 ○希少動植物の保全
30		農地整備事業 (経営体育成型) 下深田地区 【大田原市 面積 32ha】	12 〔中間〕	○粉じんの飛散の低減 ○建設廃棄物等の発生抑制 ○希少動植物の保全
31		農村集落基盤再編・整備事業 安足地区 【足利市等 面積 507ha】	17 〔中間〕	○エネルギーの有効活用等により二酸化炭素の排出抑制 ○粉じんの飛散の低減 ○希少動植物の保全

※ 環境配慮の実施項目数は、事業の特性(種類、規模等)及び実施する地域の特性により異なる。